

**次の方は津島税務署申告会場
(津島商工会議所)へお出かけ
ください**

- 青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方、または、作成の相談をされる方
- 土地や家屋を売却された方
- 株式を売却された方
- 贈与税や消費税などの申告をされる方
- 住宅に関わる税額控除を受ける初年度の申告をされる方
- 平成29年中所得分以外(過年分)の確定申告をされる方

- ① 総合社会教育センターの入口は、午前8時30分に開錠します。
- ② 申告相談受付について、混雑状況によっては午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合がありますのでご了承ください。
- ③ 総合社会教育センター1階 公民館ホール

- ① 総合社会教育センターの入口は、午前8時30分に開錠します。
- ② 申告相談受付について、混雑状況によっては午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合がありますのでご了承ください。
- ③ 総合社会教育センター1階 公民館ホール

**弥富市確定申告会場に
お越しの方へ**

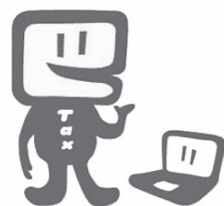
**弥富市確定申告会場での
税理士による無料相談日**

日程	相談(受付)時間	
	午前	午後
2月16日(金)		
19日(月)		
20日(火)	9:30	1:00
21日(水)	〃	〃
22日(木)		
23日(金)	11:00	3:30
26日(月)		
27日(火)		
28日(水)		

総合社会教育センター1階公民館ホールにて行います。

オンラインでらくらく。

e-Tax
国税電子申告・納税システム



▽対象
給与所得者、年金受給者、事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得を有する方のうち、平成28年分の所得金額(専従者控除前または青色特典控除前)が三百万円以下の方
※譲渡所得などがある方や相続税・贈与税を除く

**平成30年度市ホームページ
バナー広告募集**

ホームページをお持ちの事業主の皆さん！
市ホームページにバナー広告を掲載しませんか？

- ▼掲載場所
トップページ下段
- ▼募集枠
15枠
- ▼掲載期間
1か月単位(同年度内での連続掲載は最大12か月)
※土・日曜日・祝日などにより1か月の掲載日数は異なります。
- ▼掲載料
月額 5,000円(税込)
12か月連続掲載の場合 50,000円(税込)
詳しくは
<http://www.city.yatomi.lg.jp/shisei/1000645/1000729/1000731.html> をご覧ください。



☎市役所秘書企画課(内線223)

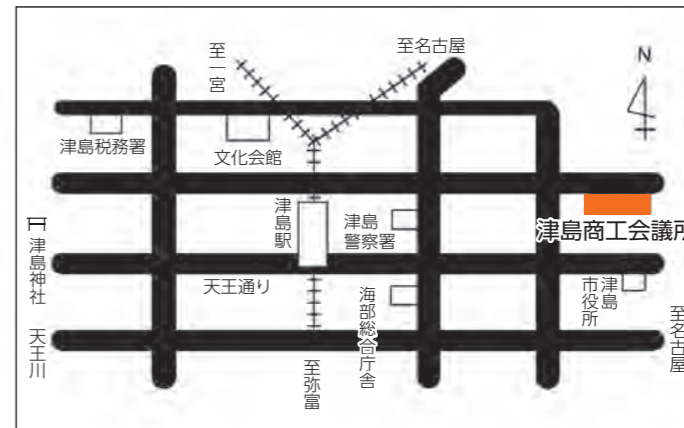
確定申告

津島税務署からのお知らせ

申告書は自分で書いてお早めに！
(自宅で作成)の作成、郵送で提出ができます！

確定申告会場のご案内

- 所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を、次のとおり開設します。
- ① 開設期間
2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日曜日は開設しておりませんが、2月18日(日)および2月25日(日)に限り開設します。)
 - ② 開設時間
午前9時～午後5時
(受付終了時刻 午後4時)
(会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。)
 - ③ ところ
津島商工会議所(津島市立込町四丁目144番地)
- 開設期間中は、税務署では申告書の提出はできませんが、申告書作成指導は津島商工会議所にて行いますのでご了承ください。



・名鉄 津島駅より徒歩20分 津島市役所より徒歩3分

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税および復興特別所得税の申告書が作成できます。また、名古屋国税局では、申告書などの作成に役立つ情報を掲載しています。
<http://www.nta.go.jp/nagoya>
名古屋国税局をクリック！「所得税の確定申告書を作成される方へ」をご利用ください。

【申告書の提出先など】
津島税務署
〒496-18720
津島市良王町二丁目31番地の1
※所得税および復興特別所得税の確定申告の税務署への直送投函箱は総合社会教育センター1階公民館ホールと市役所税務課窓口に2月16日(金)から3月15日(木)まで設置しますのでご利用ください。

内容	番号
所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関するご相談の場合	0
国税に関する一般的なご相談の場合	1
税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合	2
消費税の軽減税率制度に関するご相談	3

【申告と納付の期限】
・所得税および贈与税 3月15日(木)
・個人事業者の消費税 4月2日(月)
納税には、安全で便利な口座振替をご利用ください。
【電話での相談】
☎2612161
※電話は自動音声で案内しています。ご利用に応じて次の番号を選択してください。

マイナンバー(12桁)の記載が必要です！
本人確認書類の提示または写しの添付が必要です！

【本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類の例】
例1：個人番号カード(番号確認と身元確認)
例2：通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)など
(注)控除対象配偶者および扶養家族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・番号制度<マイナンバー>」(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。